

第3.4-7表 苫小牧市および厚真町の地先海域（海面）と内水面の漁業に関する水産関係組合の概要

区分	組合名	所在地（電話番号）	組合長	組合員数		
				正	准	計
海面	苫小牧漁業協同組合	〒053-0012 苫小牧市汐見町1丁目1番13号 (0144) 35-0111	磯崎 好一	124	4	128
	鶴川漁業協同組合	〒054-0015 勇払郡むかわ町汐見 751 番地 (0145) 42-2055	時田 清一	69	9	78
	鶴川漁業協同組合 厚真支所	〒059-1742 勇払郡厚真町字浜厚真 33 番地 (0145) 28-2131				
	室蘭漁業協同組合	〒051-0013 室蘭市舟見町1丁目130番地21 (0143) 24-3331	室村 吉信	82	10	92
	いぶり中央漁業協同組合	〒059-0466 登別市登別港町1丁目28番地 (0143) 83-5001	松田 嘉邦	245	50	295
	いぶり中央漁業協同組合 白老支所	〒059-0921 白老郡白老町石山 355 番地 (0144) 83-4650				
内水面	鶴川漁業協同組合	〒054-0015 勇払郡むかわ町汐見 751 番地 (0145) 42-2055	時田 清一	69	9	78

注：組合長名および組合員数は各組合へのヒアリングによる（平成28年1月12日現在）

資料：『2016年版 漁協手帳』（全国漁業協同組合連合会、2015年）

### iii 漁業権

苫小牧市および厚真町地先海域を主な漁場としている苫小牧市の苫小牧漁業協同組合と、厚真町に厚真支所がある鶴川漁業協同組合の漁業権について、状況を整理した。

#### (i) 共同漁業権

苫小牧漁業協同組合および鶴川漁業協同組合に免許されている共同漁業権の内容は、第3.4-8表、漁場区域は第3.4-2図に示すとおりである。

海面では、苫小牧漁業協同組合の共同漁業権は3件、鶴川漁業協同組合は4件（うち厚真町地先海域に1件）設定されているほか、室蘭漁業協同組合、いぶり中央漁業協同組合に免許されている共同漁業権が2件設定されている。

内水面では、鶴川漁業協同組合の共同漁業権が1件設定されている。

共同漁業権のうち、第1種漁業では、ぎんなんそう漁業、こんぶ漁業やのり漁業などが、第2種漁業では、あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網漁業、かすべ・あんこう刺し網漁業やかれい刺し網漁業などが設定されている。

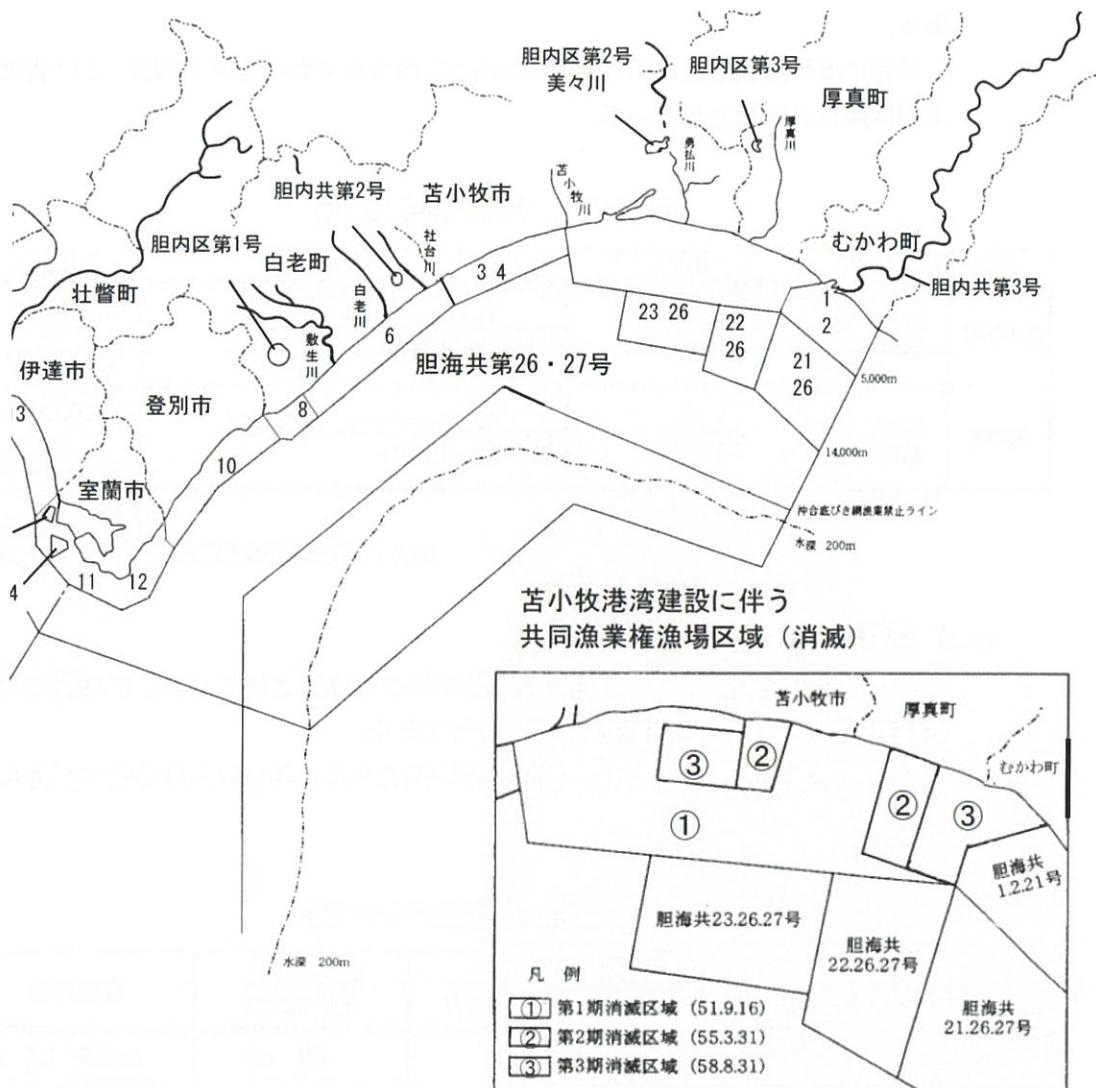
第3.4-8(1)表 共同漁業権の内容（海面）

市町	免許番号	権利者名	種類	漁業内容	存続期間
苫小牧市	胆海共 第3号	苫小牧漁業協同組合	第1種	ぎんなんそう, こんぶ, のり, ふのり, まつも, いがい, えぞばかがい,さらがい, つぶ, ほつきがい, うに, たこ, なまこ, ほや漁業	2013年9月 1日 ～ 2023年8月31日
	胆海共 第4号	苫小牧漁業協同組合	第2種	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網, かすべ・あんこう刺し網, かれい刺し網, きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網, ながずか刺し網, にしん刺し網, はたはた刺し網, ひらめ刺し網, ほっけ刺し網漁業	
	胆海共 第23号	苫小牧漁業協同組合	第1種	ほたてがい漁業	
厚真町	胆海共 第22号	鶴川漁業協同組合	第1種	ほたてがい漁業	
むかわ町	胆海共 第1号	鶴川漁業協同組合	第1種	いがい, えぞばかがい,さらがい, つぶ, ほつきがい, えむし, たこ, なまこ漁業	2013年9月 1日 ～ 2023年8月31日
	胆海共 第2号	鶴川漁業協同組合	第2種	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網, かすべ・あんこう刺し網, かれい刺し網, きゅうりうお・ちか・いわし・ししゃも刺し網, ながずか刺し網, にしん刺し網, はたはた刺し網, ひらめ刺し網, ほっけ刺し網, はたはた・にしん・かれい小型定置網・かれい・ひらめ・ちか底建網, はもう漁業	
	胆海共 第21号	鶴川漁業協同組合	第1種	ほたてがい漁業	
むかわ町 ～ 室蘭市	胆海共 第26号	鶴川漁業協同組合 苫小牧漁業協同組合 いぶり中央漁業協同組合 室蘭漁業協同組合	第1種	たこ漁業	2013年9月 1日 ～ 2023年8月31日
	胆海共 第27号	鶴川漁業協同組合 苫小牧漁業協同組合 いぶり中央漁業協同組合 室蘭漁業協同組合	第2種	あいなめ・かじか・めばる・そい刺し網, かすべ・あんこう刺し網, かれい刺し網, さめ刺し網, たら刺し網, ながずか刺し網, にしん刺し網, はたはた刺し網刺し網, ほっけ刺し網漁業	

【2013年11月現在】  
資料：『免許漁業原簿謄本』（北海道、2013年）

第3.4-8(2)表 共同漁業権の内容（内水面）

市町	免許番号	権利者名	種類	漁業内容	存続期間
むかわ町	胆内共 第3号	鶴川漁業協同組合	第5種	ししゃも漁業	2013年9月 1日 ～ 2023年8月31日



資料：『平成 23 年版胆振の水産』（北海道胆振総合振興局、2012 年）

第 3.4-2 図 海面・内水面の共同および区画漁業権区域

### (ii) 区画漁業権

区画漁業権の内容は第3.4-9表、漁場の区域は前掲の第3.4-2図に示すとおりである。

海面には区画漁業権は設定されておらず、内水面でわかさぎ養殖業、こい養殖業、えび養殖業が設定されている。

第3.4-9表 区画漁業権の内容

市町	免許番号	権利者名	種類	漁業内容	存続期間
苫小牧市	胆内区 第2号	荒木義信 ほか10名	第2種	わかさぎ養殖業、えび養殖業、 こい養殖業	2014年1月1日 ～ 2020年12月31日
厚真町	胆内区 第3号	向江豊司	第2種	わかさぎ養殖業、えび養殖業、 こい養殖業	2014年1月1日 ～ 2020年12月31日

【2014年1月現在】

資料：『免許漁業原簿謄本』（北海道、2014年）

### (iii) 定置漁業権

苫小牧漁業協同組合および鶴川漁業協同組合に免許されているさけ定置に関する定置漁業権は、第3.4-10表に示すとおりである。

苫小牧漁業協同組合に5件、鶴川漁業協同組合に3件の定置漁業権が設定されている。

第3.4-10表 定置漁業権の内容

組合名 漁業種類	苫小牧 漁業協同組合	鶴川 漁業協同組合	漁業の時期 (操業期間)	存続期間
さけ定置	5	3	8月1日 ～12月15日	2014年2月1日 ～2018年12月31日

資料：『免許漁業原簿謄本』（北海道、2014年）

### iii) 許可漁業

苫小牧漁業協同組合と鶴川漁業協同組合における許可漁業の許可件数は、第3.4-11表に示すとおりである。

苫小牧漁業協同組合の許可漁業の許可件数は、かれい固定式刺し網漁業が最も多く、次いで小型機船底びき網漁業のほつきがいけた網漁業が多い。鶴川漁業協同組合の許可件数は、手縄第2種のししゃもこぎ網漁業が最も多く、次いで小型機船底びき網漁業のほつきがいけた網漁業が多い。

第3.4-11表 許可漁業の許可件数（2011年1月～12月）

(単位：件)

漁業種類	組合名	合計	
		苫小牧漁業 協同組合	鶴川漁業 協同組合
大臣許可	中型さけます流し網漁業		0
	遠洋かつお・まぐろ漁業		0
	沖合底びき網漁業		0
	北太平洋さんま漁業	1	1
知事許可 (本庁)	太平洋小型さけ・ます 流し網漁業	0～4.9 5～9.9 10～19.9 計	0 1 2 3
	すけとうだら固定式刺し網漁業(10トン以上)	3	3
	えびかご漁業	4	4
	手縄第2種ししゃもこぎ網漁業	13	39
	毛がにかご漁業(特別採捕)		0
	毛がにかご漁業	16	3
	めぬけ固定式刺し網漁業(10トン未満)	2	2
	すけとうだら固定式刺し網漁業(10トン未満)	30	25
	つぶかご漁業	38	2
	かれい固定式刺し網漁業	42	11
知事許可 (支庁)	いかつり漁業	5	12
	潜水器漁業	3	3
	くりがにかご漁業		0
	たこかご漁業	4	4
	小型機船底びき網漁業	39	37
	ほつきがいけた網漁業		76
	ほたてがいけた網漁業		0
	なまこけた網漁業		0
	さんま棒受け網漁業(えりも以東海域)	1	1
	さんま流し網漁業(えりも以東海域)	2	2
合計		209	131
340			

【2011年12月現在】

資料：『平成23年版胆振の水産』(北海道胆振総合振興局、2012年)

### iv) 遊漁船

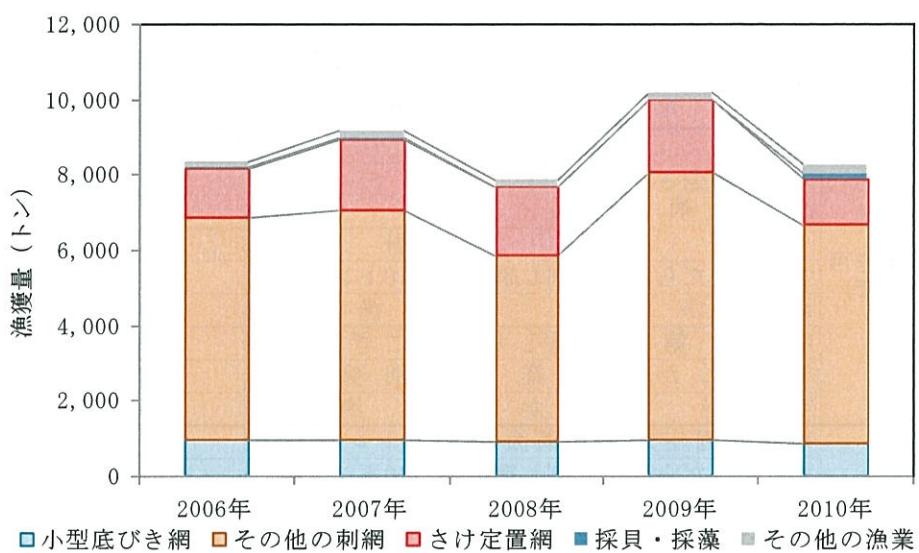
苫小牧市および厚真町における平成23年12月現在の「遊漁船業の適正化に関する法律」(昭和63年法律第99号)に基づく遊漁船業の登録数は、苫小牧市で57業者、59隻、厚真町で12業者、12隻である。

### b. 漁業種類別漁獲量

「北海道農林水産統計年報（水産編）平成19～23年」（農林水産省北海道農政事務所統計部、2009～2013年）による苫小牧市および厚真町の海面漁業の至近5年間（2006～2010年）の漁業種類別漁獲量は、第3.4-3図に示すとおりである。

苫小牧市の総漁獲量は、非公表分を除きおおむね8,000～10,000トンで推移している。漁業種類別の漁獲量はその他の刺網漁業、さけ定置網漁業、小型底びき網漁業が大部分を占めており、その他の刺し網漁業が最も多い。

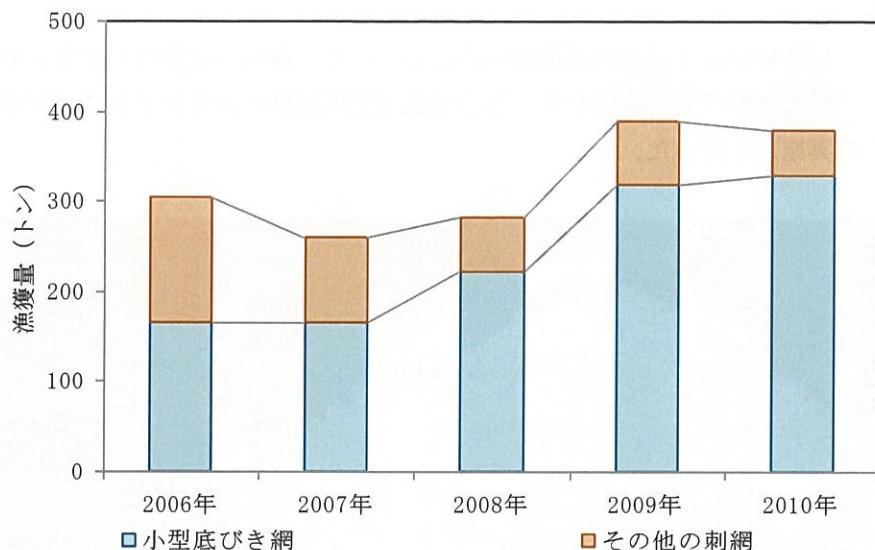
厚真町の総漁獲量は、非公表分を除きおおむね300～400トンで推移している。漁業種類別の漁獲量は小型底びき網漁業とその他の刺網漁業のみとなっており、小型底びき網漁業が多い。



注：さけ・ます流し網漁業、さんま棒受網漁業および沿岸いか釣り漁業の統計データは、全部または一部が非公表のため、本図には含まれていない。

資料：『北海道農林水産統計年報（水産編）平成19～23年』  
(農林水産省北海道農政事務所統計部、2009～2013年)

第3.4-3(1)図 漁業種類別漁獲量（苫小牧市）【2006～2010年：至近5年間】



注：沿岸いか釣漁業、採貝・採藻およびその他の漁業の統計データは、全部または一部が非公表のため、本図には含まれていない。

資料：『北海道農林水産統計年報（水産編）平成19～23年』  
(農林水産省北海道農政事務所統計部、2009～2013年)

第3.4-3(2)図 漁業種類別漁獲量（厚真町）【2006～2010年：至近5年間】

### c. 漁期・漁場

#### i) 漁期

苫小牧市および厚真町地先海域で行われている主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期は、第3.4-12表に示すとおりである。

第3.4-12表 主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期

漁業種類	操業期間	盛漁期
さけ定置網漁業	9～12月	9～12月
すけとうだら刺し網漁業	10～3月	12～1月
かれい刺し網漁業	9～7月	12～2月
かにかご漁業	7～8月	7～8月
えびかご漁業	3～11月	3～4月
つぶかご漁業	4～10月	4～6月
いかつり漁業	6～1月	8～9月
たこ漁業	通年	4～6月
ししゃもこぎ網漁業	10～11月	10～11月
ほつきがいけた網漁業	7～4月	7～9月・12～2月

注：1. 漁業種類の名称は、『平成23年版 胆振の水産』（北海道胆振総合振興局、2012年）に準拠した。

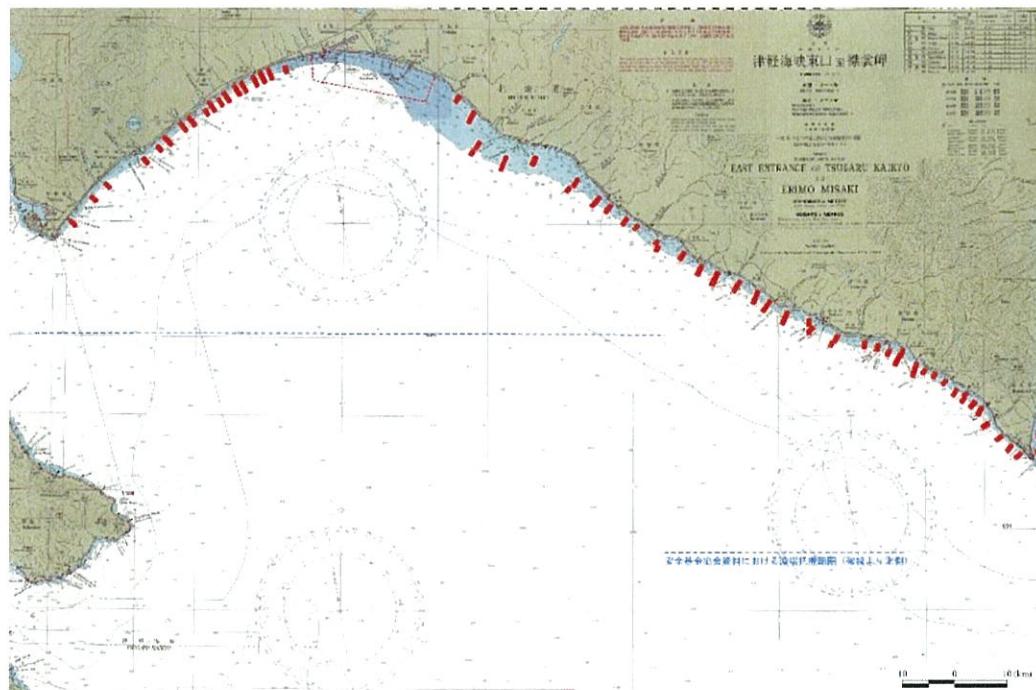
2. かれい刺し網漁業は、苫小牧港湾区域内に限り北海道知事から通年操業が許可されている。

資料：『平成23年版 胆振の水産』（北海道胆振総合振興局、2012年）  
『漁業許可の取扱い方針』（北海道水産林務部、2013年）

### ii) 漁場

当該水域における各種漁業の漁場について、第3.4-4図にとりまとめた。

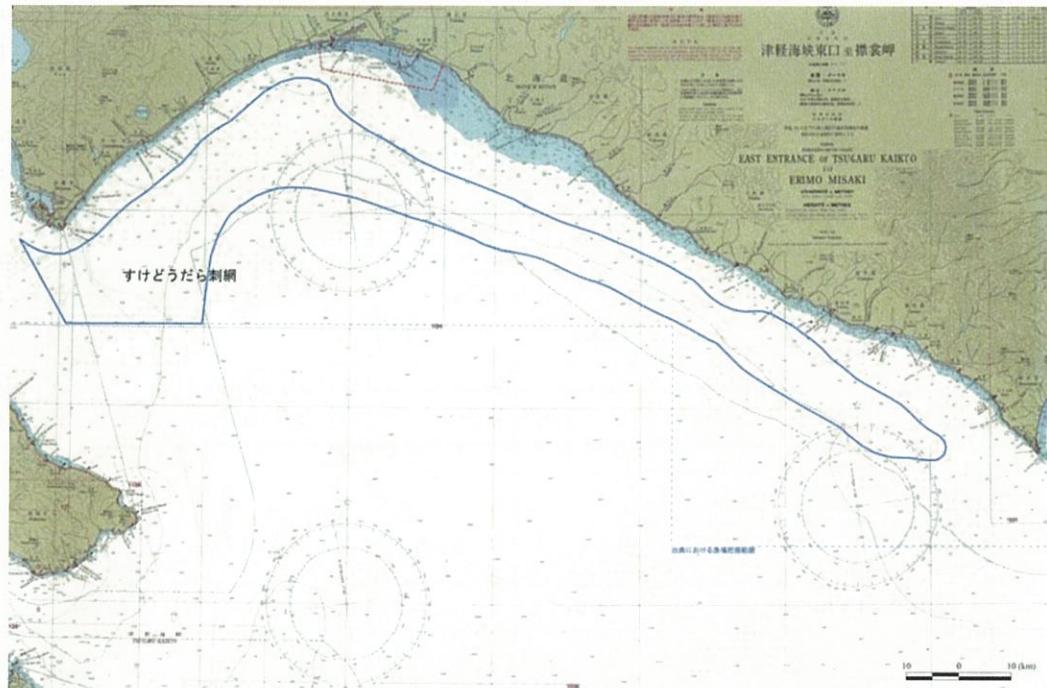
既存資料の整理のほかに、苫小牧漁業協同組合へのヒアリング（平成26年6月19日実施）を行った。



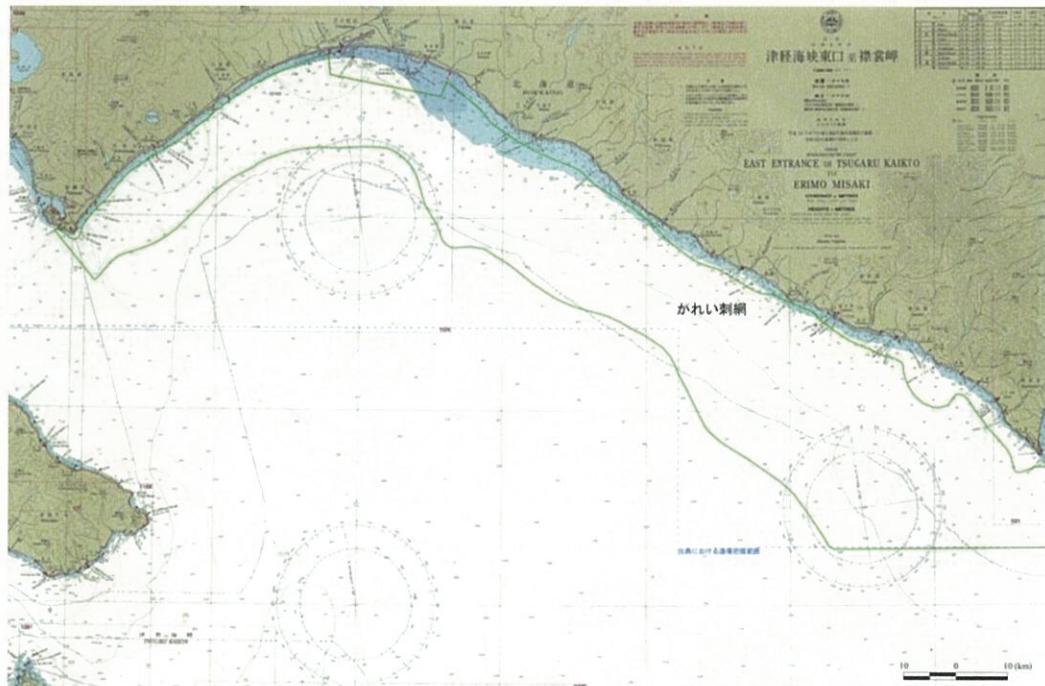
資料：『苫小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』

（一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会、2014年）

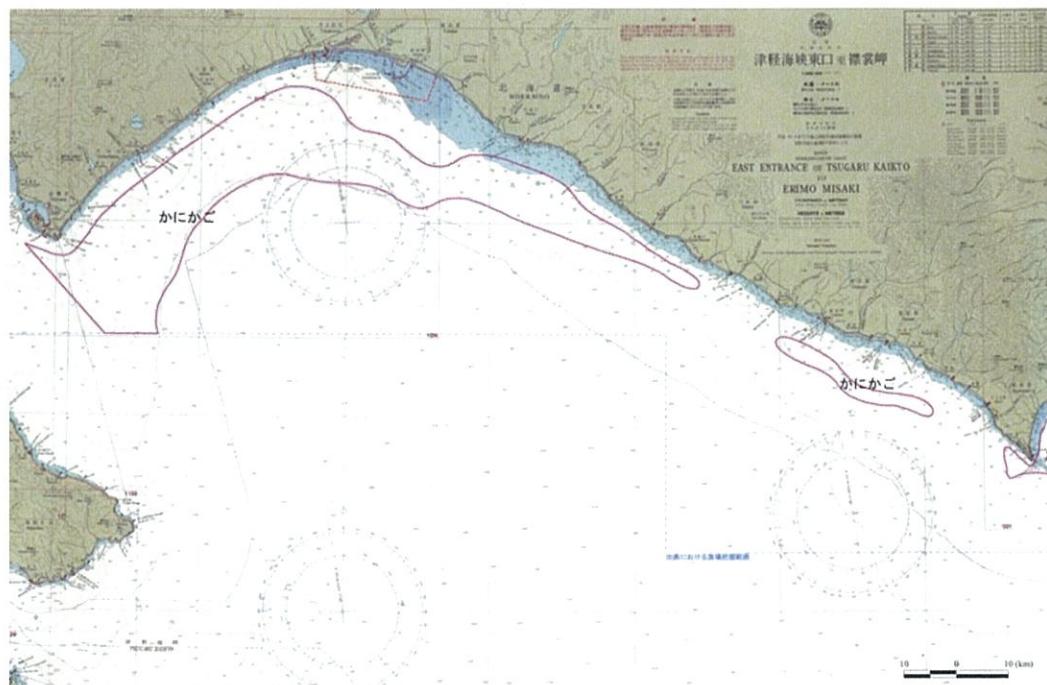
第3.4-4(1)図 「さけ定置網漁業」の漁場



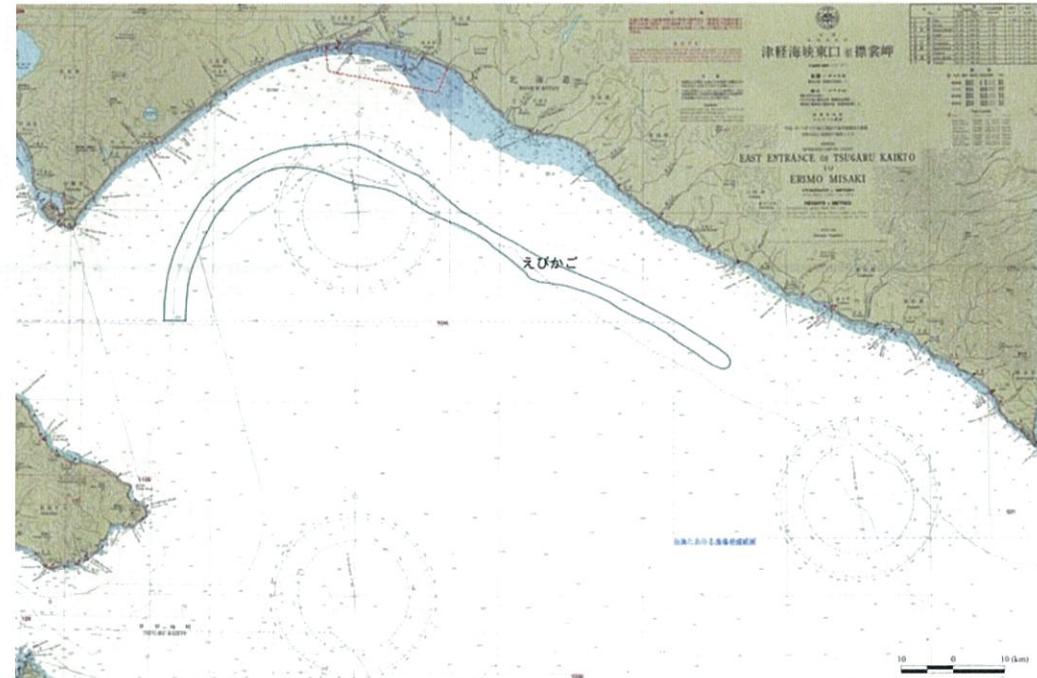
資料 :『苦小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』  
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014 年)  
**第 3.4-4(2) 図 「すけとうだら刺し網漁業」の漁場**



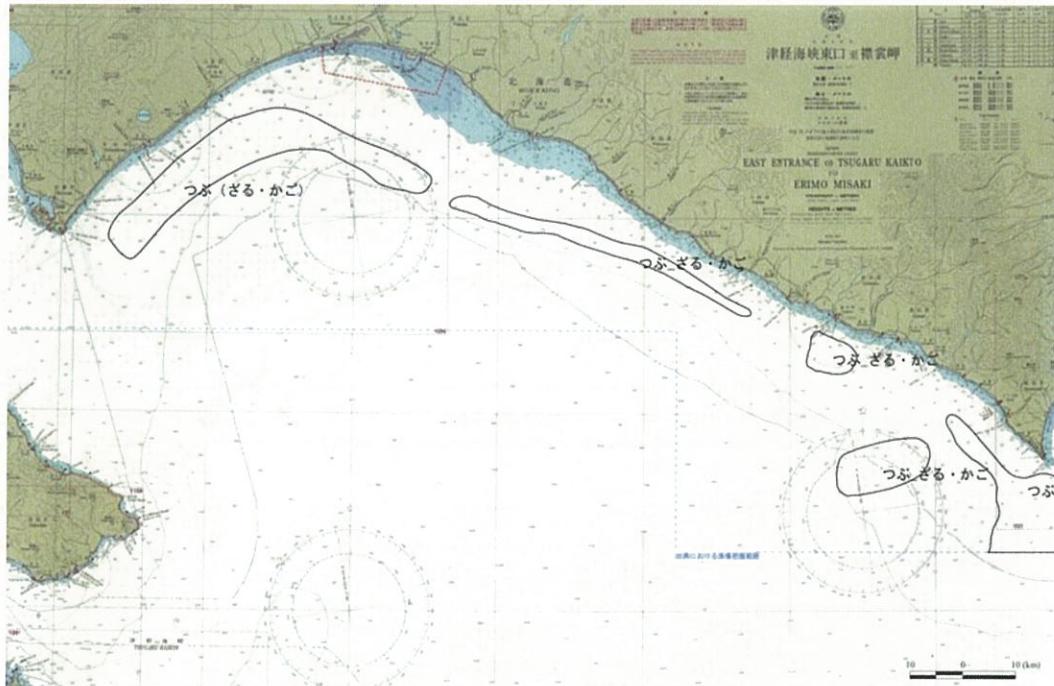
資料 :『苦小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』  
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014 年)  
**第 3.4-4(3) 図 「かれい刺し網漁業」の漁場**



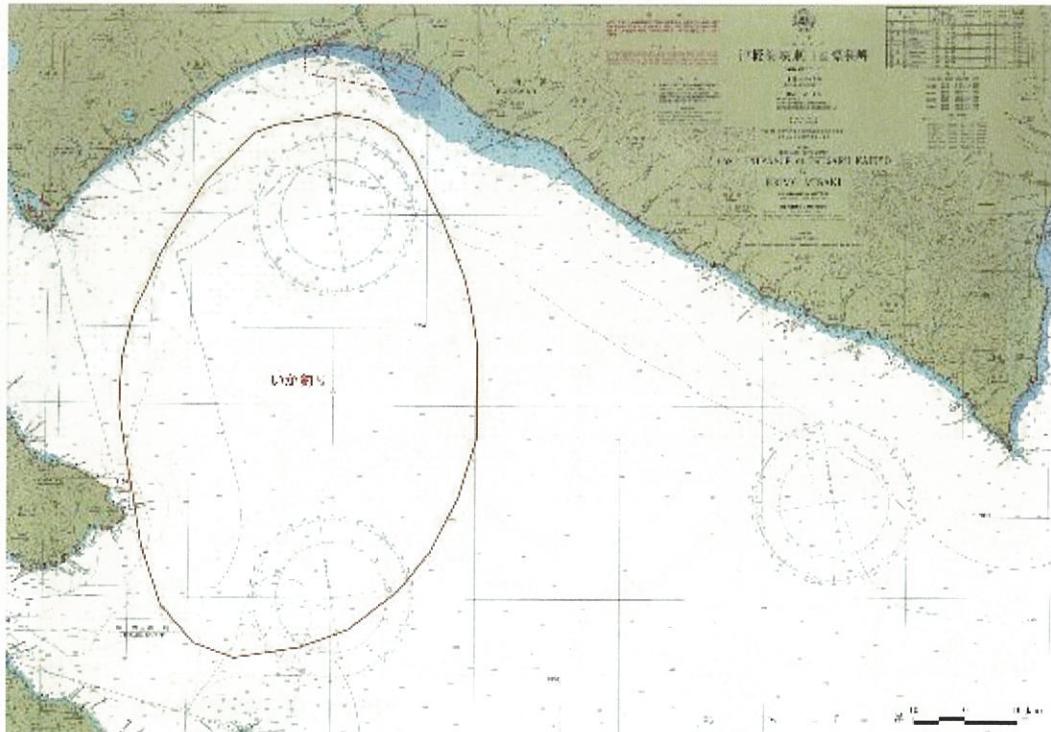
資料：『苦小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』  
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)  
**第3.4-4(4)図 「かにかご漁業」の漁場**



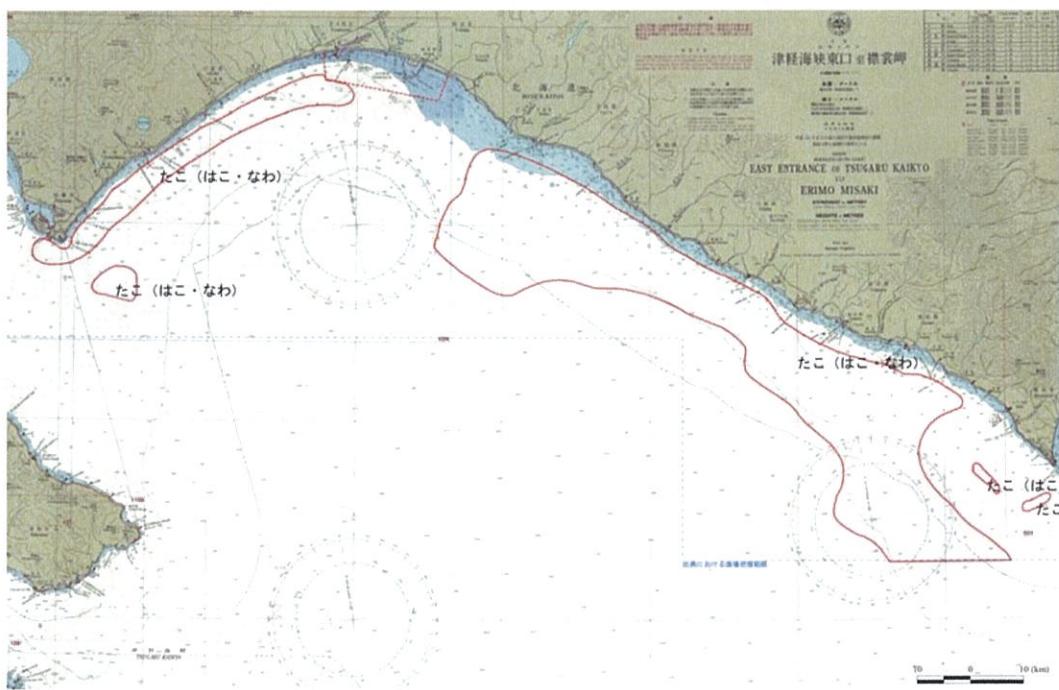
資料：『苦小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』  
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)  
**第3.4-4(5)図 「えびかご漁業」の漁場**



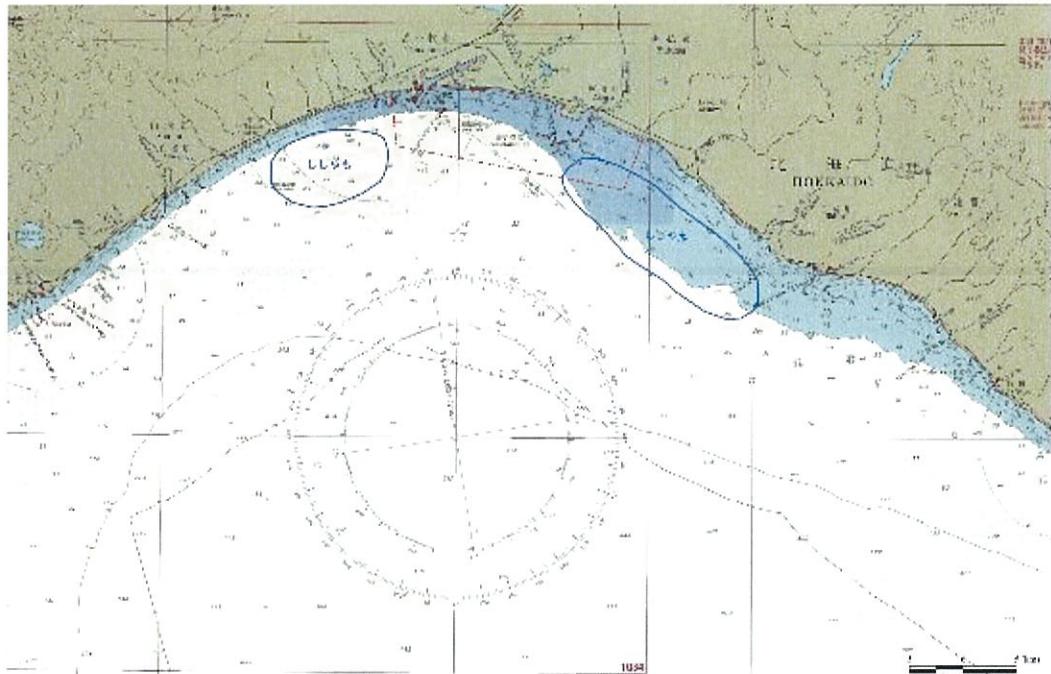
資料：『苦小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』  
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)  
 第3.4-4(6)図 「つぶかご漁業」の漁場



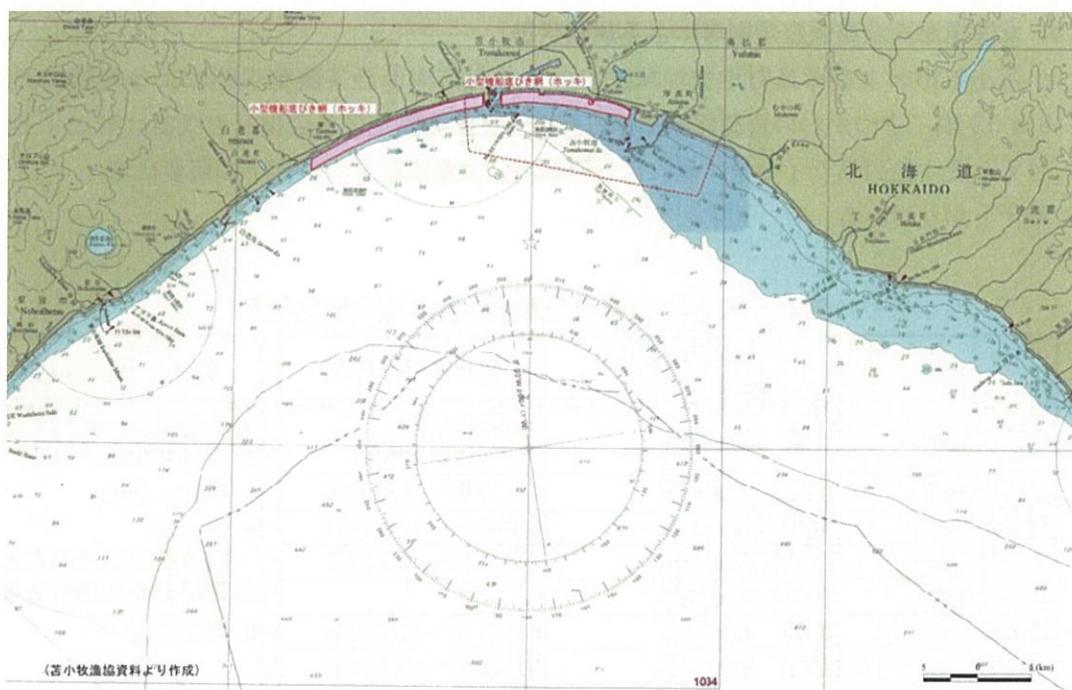
(苦小牧漁業協同組合よりヒアリングによる)  
 第3.4-4(7)図 「いかつり漁業」の漁場



資料：『苦小牧港を中心とする海域の各種漁業操業状況』  
 (一般財団法人胆振東部日高海域漁業操業安全基金協会, 2014年)  
 第3.4-4(8)図 「たこ漁業」の漁場



(苦小牧漁業協同組合よりヒアリングによる)  
 第3.4-4(9)図 「しそやもこぎ網漁業」の漁場



資料：苦小牧漁協資料

第3.4-4(10)図 「ほっしがいけた網漁業」の漁場

#### イ) 北海道海面漁業調整規則等による規制状況

苫小牧市および厚真町地先海域における北海道海面漁業調整規則による規制状況は第3.4-13表、まつかわの資源保護に係る胆振海区漁業調整委員会指示の概要は第3.4-14表、さくらます船釣りライセンス制に係る胆振海区漁業調整委員会指示の概要は第3.4-15表に示すとおりである。

第3.4-13表 主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期

	体長等による制限又は禁止	禁止区域・期間	漁具・漁法の制限
さけ・ます	全長 25cm未満	河口付近等の一定区域（下表）	遊漁者が自由に行うことのできる漁具・漁法
えぞあわび	殻長6.5cm未満	7月16日～9月30日	1. 手釣・竿釣
まだかあわび	殻長 12cm未満	9月21日～11月20日	2. たも網 (網口及び網の長さの最長部が40cm未満のもの)
ほつきがい	殻長7.5cm未満	5月 1日～ 6月30日	3. 徒手採捕
ほたてがい	殻長8.2cm未満		
えぞばふんうに	殻径 4cm未満	9月 1日～10月31日	
きたむらさきうに	殻径 5cm未満	9月15日～10月31日	
あさり		7月16日～ 9月30日	
なまこ		6月21日～ 8月20日	
けがに	雌：全面禁止 雄：甲長8cm未満		
はなさきがに	雌：全面禁止 雄：甲長8cm未満		
にしん	放産卵（振り子を除く）		

注：河口付近におけるさけ・ます採捕禁止

市	河川名	区域				禁止期間	
		河川口沿岸		沖合方位 (度.分)			
		左海岸(m)	右海岸(m)	左方	右方		
苫小牧市	錦多峰川	300	200	157.38	157.38	200 9月 1日～12月10日	
	安平川	標柱の位置	標柱の位置	192.05	192.05	500 5月 1日～ 9月30日	

資料：『平成23年版 胆振の水産』（北海道胆振総合振興局、2012年）

第3.4-14表 主要沿岸漁業の操業期間と盛漁期

指示期間	2012年8月8日～2013年8月7日
指示内容	全長35cm未満のまつかわを採捕した場合は、速やかに海中に還元しなければならない。

【2013年12月現在】

資料：北海道胆振総合振興局ウェブサイト<sup>[1]</sup>

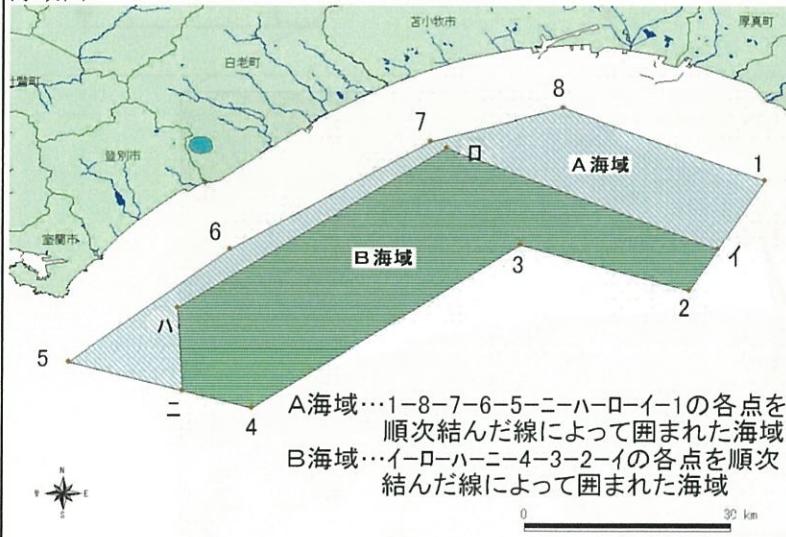
[1] 『胆振海区漁業調整委員会指示第1号』

(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/H26matukawaiinnkaisizi.pdf>, 2014/10/17 アクセス)

第3.4-15表 さくらます船釣りライセンス制に係る胆振海区漁業調整委員会指示の概要

1 制限期間	2013年12月15日～2014年3月15日	
2 承認	船舶毎の委員会承認 承認対象船舶：遊漁船・プレジャーボート（原則総トン数20トン未満）	
3 承認船の遵守事項	ライセンス海域 海域図参照 釣獲時間 A海域 日の出から14:00まで B海域 日の出から正午まで その他 承認旗の掲揚・釣果報告の提出	
4 乗船者の遵守事項	漁具及び漁法の制限	竿釣りに限定。なお、同時に使用できる竿数は1人1本（ただし、プレジャーボートに乗船して行う場合を除く）
	釣獲尾数制限	釣獲し、持することができますさくらますは1日1人10尾以内。
	その他	放流する場合を除く釣獲魚の廃棄の禁止 釣獲魚の販売等の禁止。 【ただし、全長20cm未満は採捕禁止】
5 指示に従わない者への措置	指示に従わない場合は、船舶承認の取り消し又は次回の承認を行わない等の措置をとる。	
6 協力金額	遊漁専業船 ¥33,000.- 遊漁兼業船 ¥33,000.- プレジャーボート ¥ 7,000.-	

海域図



点名	緯度			経度		
	度	分	秒	度	分	秒
1	42	27	15	141	54	56
2	42	18	41	141	49	08
3	42	22	14	141	35	50
4	42	09	29	141	15	00
5	42	13	04	141	00	40
6	42	21	51	141	13	15
7	42	30	16	141	28	46
8	42	32	53	141	39	09
イ	42	21	53	141	51	18
ロ	42	30	00	141	30	00
ハ	42	17	17	141	09	09
ニ	42	10	50	141	09	35

【2013年12月現在】

資料：北海道胆振総合振興局ウェブサイト<sup>[1]</sup>

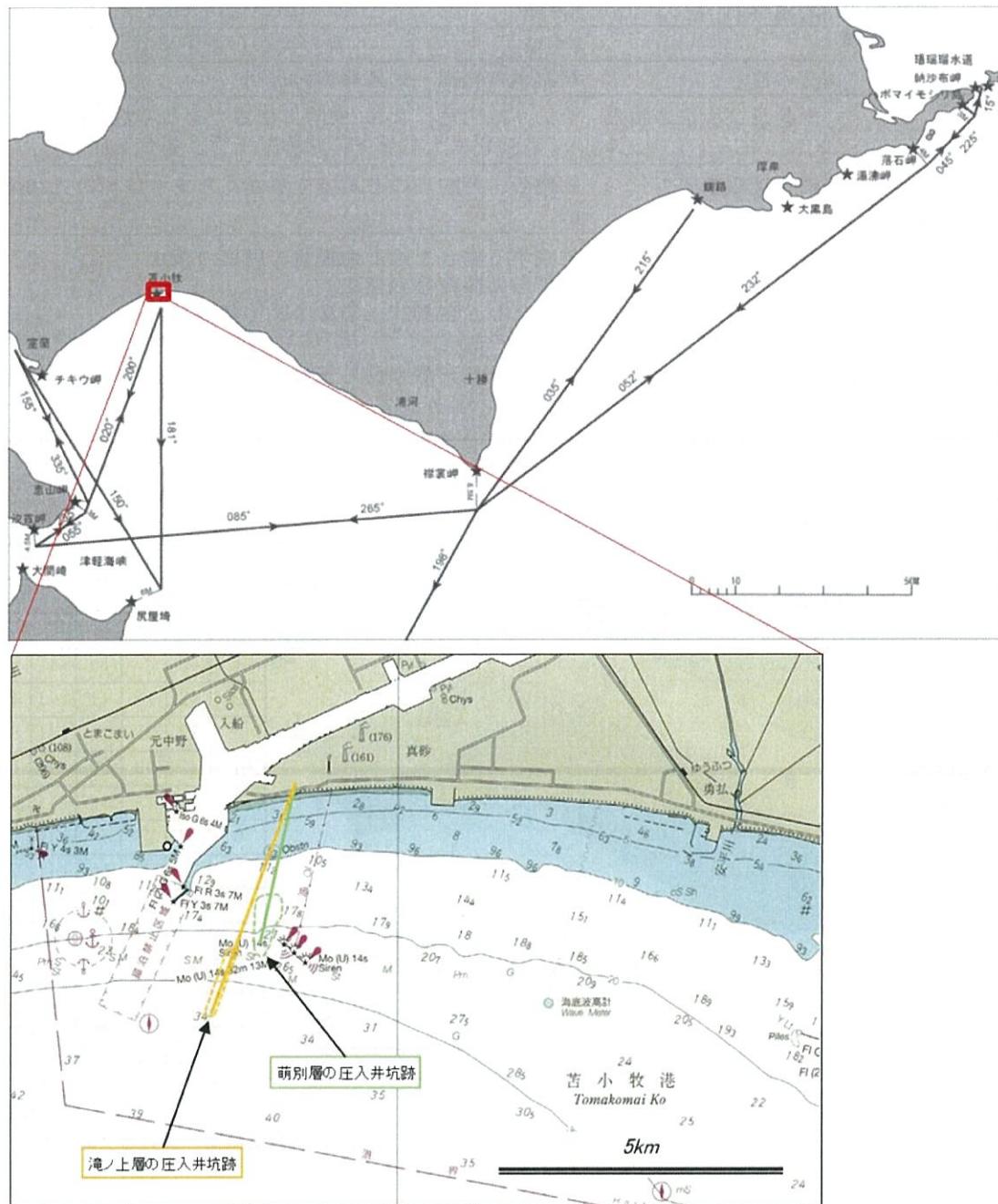
[1] 『胆振海区漁業調整委員会指示第2号』

(<http://www.iburi.pref.hokkaido.lg.jp/ss/sis/kaiku/17sakura/sizi.htm>, 2014/10/17 アクセス)

#### ④ 主要な航路としての利用状況

主要な航路としての利用状況として、苫小牧市および厚真町地先海域周辺の航路について整理した。

北海道南岸沖の航路を、第3.4-5図に示す。苫小牧港は主要航路の発着港として重要であり、圧入井および圧入ブルームが近接して位置する。



上図資料：『北海道沿岸水路誌』(海上保安庁, 2008年)

第3.4-5図 北海道南岸の航路（上）と圧入井およびCO<sub>2</sub>ブルーム（下）との位置関係

## ⑤ 港湾区域および港域に関する情報

苫小牧市および厚真町には、「港湾法施行令」による国際拠点港、「港則法施行令」による特定港である苫小牧港がある。同港の港湾区域および港域に関する情報等について整理した。

なお、苫小牧市および厚真町には、「漁港漁場整備法施行令」における漁港は存在しない。

苫小牧港の情報は第3.4-16表、同港の概要は第3.4-6図、至近5年間（2008～2012年）の入港船舶と船舶乗降人員の推移はそれぞれ第3.4-17表と第3.4-18表、至近5年間（2009～2013年）の海上出入貨物の推移は第3.4-19表に示すとおりである。

第3.4-16(1)表 苫小牧港の情報

項目	情 報
港湾の種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際拠点港湾（港湾法、2011年4月1日指定） 1963年4月1日（重要港湾） 1981年5月26日（特定重要港湾）</li> <li>・特定港（港則法、1967年）</li> <li>・外国貿易港（関税法、1966年）</li> <li>・検疫港（検疫法、1967年）</li> <li>・植物検疫港（植物防疫法、1972年）</li> <li>・指定検疫物（骨粉等）の輸入港（家畜伝染予防法、1992年）</li> <li>・指定検疫物（動物等）の輸入港（家畜伝染予防法、1993年）</li> <li>・指定検疫物（肉類）の輸入港（家畜伝染予防法、2005年）</li> </ul>
港湾法による港湾区域	鶴川地区浜三角点（6.35m）（北緯42度35分07秒東経141度53分37秒）から264度52分1,200mの地点、同地点から200度25分5,000mの地点まで引いた線、同地点から280度42分30秒21,640mの地点まで引いた線、同地点から353度59分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面（1974年12月25日認可）。
港則法施行令による港域	真小牧三角点（6.7m）（北緯42度37分52秒東経141度39分16秒）から263度5,410mの地点から174度5,000mの地点まで引いた線、同地点と苫小牧港東港東防波堤灯台（北緯42度34分49秒東経141度46分17秒）から120度30分7,840mの地点とを結んだ線、同地点から20度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面。

資料：国土交通省北海道開発局ウェブサイト<sup>[1], [2]</sup>

『港湾法施行令』（昭和26年1月19日政令第4号、最終改正：平成25年11月29日第323号）

『港則法施行令』（昭和40年6月22日政令第219号、最終改正：平成25年8月13日第233号）

『苫小牧港港湾区域』（昭和50年1月4日苫小牧港管理組合告示第1号）

[1] 『苫小牧港』 ([http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/bayport/profile/tomakomai.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/bayport/profile/tomakomai.html), 2014/10/17 アクセス)

[2] 『港湾施設の現状』 ([http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z\\_kowan/bayport/profile/tomakomai.html](http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/bayport/profile/tomakomai.html), 2014/10/17 アクセス)